

第五次環境基本計画の点検における各主体からのヒアリングについて(案)

平成30年4月9日
中央環境審議会
総合政策部会事務局

趣旨

- ・第五次環境基本計画に掲げている「環境・経済・社会の統合的向上」が各主体に浸透し、進捗しているかどうかを確認するために、各主体の取組状況を直接聴取することは大変有益であり、優良事例の発掘、課題の発見・解決にも資するため、ヒアリングを効果的に実施する。

ヒアリング対象

- ・同計画では、各主体の役割として、国、地方公共団体、事業者、民間団体、国民が掲げられていることを踏まえ、国の各省庁に限らず、あらゆる主体を対象とする。
- ・特に、同計画において、地域循環共生圏の創造を目指す、としていることを踏まえ、環境保全を通じた地域づくりを目指す優良事例にも留意する。

ヒアリングを行う部会

- ・総合政策部会において実施する。場所は東京に限らず、地方でのヒアリングも可とする。
- ・他部会において、各部会における点検に当たり、適宜ヒアリングを行うことも可とする。

ヒアリング項目の例

- ・各主体の課題は何か。
- ・その課題を克服するため、どのような環境保全の取組を行っているのか。
- ・その取組は環境保全上の効果以外にどのような効果があるのか。
- ・その取組がうまくいっていない場合、どのような点が問題だと思うか。
- ・国に対する要望は何かあるか。 等

ヒアリング時の各主体からの説明

- ・各主体からの説明時は、環境基本計画の目指す「経済社会システム・ライフスタイル・技術のイノベーション」「経済・社会的課題の同時解決」をどのように進めているのか、という観点に留意する。

- ・ 国においては、可能な限り、別途定められた指標等を適宜活用する。
国以外の主体においては、他の参考になるような優良事例の紹介に努めていただき、定量的に成果を示すことができるときには、それも示していただく。

以 上